

令和4年10月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年10月18日(火)	開催場所	ときわ会館5階 小ホール			
開会時刻	午前9時30分	閉会時刻	午前11時15分			
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	村松 彩香
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
議案	議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第58号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第60号	公売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）				
	議案第61号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第62号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第63号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第64号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
議案第65号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について					
議案第66号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について					
議案第67号	農地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年10月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号21番 小林 委員 議席番号 1番 高崎 委員 を指名します。よろしく願いいたします。</p>

4 議案審議 議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立大宮東高校の南東①1.0km②1.5kmに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、13.6kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、3番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立片柳中学校の南東700mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、20mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、サトイモの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立野田小学校の南西1.0kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、自宅から3.5kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、サツマイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小泉委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の西300mに位置する水田の広がる地域の現況畑です。 通作距離は、営農拠点から600mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立川通中学校の北東300mに位置する水田の広がる地域の田です。  通作距離は、600mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第57号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第58号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、日進地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
山 本 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立宮前中学校の北西210mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、見沼消防署の南100mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック6段積及び高さ0.3mの新設土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、4番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高 崎 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、土合浄水場の南東400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.5m～0.8mの既設土留及び既設コンクリートブロック2段～4段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、埼玉大学教育学部附属中学校の北西640mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.0m～1.2mの既設土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>

浅子委員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立美園中学校の北東270mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ1.5mの新設ネットフェンス及び新設コンクリートブロック3段～5段積及び高さ0.9mのL字型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員	<p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、県立浦和東高等学校の北750mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、駐車場です。  申請理由は、現在、市内でいちご農園を営んでいるが、既存の駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.5mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第58号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。  議案第58号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から3番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の北東590mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、工場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で製造加工業を営む法人に工場を賃貸しているが、首都高速道路の増設計画に伴い立ち退きを求められていることから、申請地に新たな工場を建築し、同法人に賃貸するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段～5段積及び高さ0.8mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p>
	<p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、県立大宮光陵高等学校の南西250mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、マメ類を作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p>
	<p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、県立大宮光陵高等学校の北西450mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、マメ類を作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号4番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、埼玉県警機動センターの北西1.7kmに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、ニンジンを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号5番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>

細 沼 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立泰平小学校の北西360mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、歯科医院です。  申請理由は、現在、県内の歯科医院に勤務しているが、この地域での必要性を鑑み、申請地に新たに歯科医院を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、新設コンクリートブロック4段積及び高さ0.9mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、7番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立片柳図書館の北東410mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、店舗（八百屋）です。  申請理由は、現在、譲渡人が所有する市内の農地にて農業を手伝っているが、収穫した野菜を販売するにあたり申請地に店舗を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p>
議 長	<p>続きまして、番号7番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農振農用地です。  申請地は、市立病院の北西960mに位置する農振農用地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、サツマイモ、ネギ、ジャガイモを作付けする予定です。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地への影響はありません。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号8番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>番号8番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立美園中学校の東480mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、特定流通業務施設です。  申請理由は、市内で日用品等の在庫保管、配送業務を行っているが、より効率的で環境負荷の低い流通体制を確保する、新たな特定流通業務施設を建設し、配送の効率化と合理化を行うためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.8m～3.8mの新設鉄筋コンクリートL型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>



濱 野 委 員

番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市営岩槻文化公園の南380mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、県内で中古車販売業を営んでいるが、市内の既存駐車場が手狭となっており、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、既設コンクリートブロック1段積及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号10番、11番は柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号10番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立柏崎小学校の西550mに位置し、①道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地及び②農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で土木建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.5mの新設鉄板柵により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立柏陽中学校の西570mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場です。  
申請理由は、現在、市内で土木建設業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.5mの新設鉄板柵により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号12番、13番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関 根 委 員

番号12番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立河合小学校の南東700mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.6mの既設フェンス及び既設コンクリートブロック2段積及び新設コンクリートブロック2段～3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号13番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立城北中学校の北590mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で小売業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック6段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号14番から18番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号14番について説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立桜山中学校の西180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で住宅設備業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び新設コンクリートブロック2段～3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号15番について説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の東320mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、県内で中古車販売業を営んでいるが、市内の既存駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ1.0mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号16番について説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北東350mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場です。  
申請理由は、現在、市内で土木建設業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.0mの新設ネットフェンス及び高さ1.0m～2.0mの既設コンクリート擁壁及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号17番について説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立城北中学校の北1.0kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.2mの既設土留及び新設コンクリートブロック2段～5段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号18番について説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の南東350mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、県内で解体工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段～4段積及び高さ0.7mの鉄筋コンクリート擁壁により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員 番号2番について伺います。  
申請地の北側は既に農地改良済なのでしょうか。

小島委員 お見込みのとおりです。また、申請地は北側農地と同じ高さとなる見込みです。

小林委員 番号2番について伺います。  
耕作予定者の通作距離はどれくらいでしょうか。

小島委員 通作距離は10.6kmです。

高松委員 番号8番について伺います。  
用排水路についてですが、雨水と汚水の排水先について教えてください。

事務局 雨水も汚水も、申請地西側の付替水路に放流される計画です。なお、汚水については浄化槽で処理した後に放流される計画です。

小林委員 番号8番について伺います。  
申請地が転用されることで、西側農地との間に高低差が生じるものと思料します。これによる影響が懸念されますが、問題はないのでしょうか。

事務局	<p>議案書のとおり被害防除を施す計画です。また、申請地内の既存水路が撤去され、同規模の水路が申請地の西側に沿う形で設置される予定となっております。このような計画は、さいたま市の関係各課と協議の上で計画されたものであることから、周辺農地への影響については配慮されたものであると思料します。</p>
浅子委員	<p>6番について伺います。        転用目的が店舗（八百屋）ですが、転用後に別目的で使用された場合、農地法以外の他法令によって規制される可能性はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画法に基づく規制が生じる可能性はあります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。        他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第59号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 賛 成 多 数 —</p>
議長	<p>番号6番については細沼委員のみ反対ですが、賛成多数でございます。        番号6番を除くその他の案件については総員賛成でございます。        よって、議案第59号全案件について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第60号、公売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）について審議します。</p> <p>番号1番、2番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立新和小学校の東380mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、県外で中古車販売業を営んでいるが、県内の既存の駐車場を返却し、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.08mの新設矢板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立新和小学校の東380mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場です。</p> <p>申請理由は、現在、県外で不動産業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新たな資材置場として使用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高 松 委 員	<p>番号1番、2番について伺います。</p> <p>地権者の滞納額を教えてください。</p>
事 務 局	<p>事務局では把握しておりません。</p>
西 形 委 員	<p>今回の議案について伺います。</p> <p>「公売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）」を審議するにあたっての留意点について教えてください。</p>
事 務 局	<p>農地法第5条の許可申請と同様の観点からご審議ください。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第60号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第60号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりです。  作付計画は、アズキです。  申請目的は、新規就農で、通作距離は10.6kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番から4番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は930mです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号3番についてご説明いたします。  賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ネギです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は240mです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。  使用貸借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ダイズです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は300mです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号5番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ブロッコリーです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.7kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号6番、7番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。        賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。        特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号7番についてご説明いたします。        賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。        また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、植木です。        申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は900mです。        特に問題はないものと思われます。        以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        以上で説明が終わりました。        質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第61号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成ですので、議案第61号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第62号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、木崎地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第62号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第62号について、認定することと決定いたします。</p>



<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第63号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から2番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第63号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第63号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第64号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から6番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第64号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第64号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第65号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第65号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第65号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第66号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書58ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第61号番号6の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。議受人の農業経営につきましては、補足資料の59ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第66号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第66号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第67号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）について審議します。</p> <p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第67号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま中央地区及び大野島地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第67号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第67号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。  続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。  令和4年9月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。  農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。  農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。  農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。  2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>報告事項の「2 a 未満農業用施設の届出」の5番について伺います。  届出面積が200㎡以上であります。問題ないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>その者の農作物の育成のための農業用施設については、200㎡未満に限り届出が認められます。また、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のための場合については、面積に制限なく届出が認められることとなります。  今回の案件については後者に該当することから、問題はないものと思料します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  他に何かございますか。  ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。  これもちまして、令和4年10月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>